

○ クイック融資による農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金の融資手続等について（平成 19 年 3 月 30 日付け 18 経営第 7836 号農林水産省経営局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
担い手が営農活動に伴い緊急に必要とする小口資金を融通することを目的として、農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金について、農業経営改善関係資金基本要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）<u>第 2 の 1 の注 4</u>に基づく、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用し、無担保・無保証人（<u>記の第 5 の 1</u>の無担保・無保証人をいう。以下同じ。）での融資の可否を判断する融資審査の手続等について、下記のとおり定め、平成 19 年 4 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、当該手続による融資審査の適切かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いする。 記 第 2 内容 クイック融資の対象者等は、次のとおりとする。 1 対象者 クイック融資の対象者は、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第	担い手が営農活動に伴い緊急に必要とする小口資金を融通することを目的として、農業経営基盤強化資金及び農業近代化資金について、農業経営改善関係資金基本要綱（平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1704 号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）<u>第 2 の 1 の注 3</u>に基づく、企業経営診断手法（スコアリング手法）を活用し、無担保・無保証人（<u>記の第 5 の (1)</u>の無担保・無保証人をいう。以下同じ。）での融資の可否を判断する融資審査の手続等について、下記のとおり定め、平成 19 年 4 月 1 日より適用することとしたので、御了知の上、当該手続による融資審査の適切かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いする。 記 第 2 内容 クイック融資の対象者等は、次のとおりとする。 1 対象者 クイック融資の対象者は、認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）の農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和 29 年法律第 182 号）の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和 36 年法律第

15 号) の果樹園経営計画を含む。以下同じ。) の認定を受けている者をいう。) 又は集落営農組織 (農業近代化資金融通措置要綱 (平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1747 号農林水産事務次官依命通知) 第 2 の I の 3 の (5) のキの (イ) 又は農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン (平成 17 年 4 月 1 日付け 16 経営第 8870 号農林水産省経営局長通知。以下「ガイドライン」という。) 第 2 の I の 3 の (5) のキの (イ) に該当するものに限る。) であって、次の要件に該当しないものとする。

(1)～(3) (略)

2 貸付金の使途

クイック融資に係る貸付金の使途は、農業経営基盤強化資金実施要綱 (平成 6 年 6 月 29 日付け 6 農経 A 第 665 号農林水産事務次官依命通知) 第 3 の 2 の資金 (ただし、同要綱第 3 の 2 の (7) の負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金を除く。)、農業近代化資金融通措置要綱第 2 の I の 3 及び II の 3 の資金 (ただし、同要綱第 2 の I の 3 の (5) のクの農業経営の改善の前提としての農業経営によって生じた負債の整理に必要な資金を除く。)並びにガイドライン第 2 の I の 3 及び II の 3 の資金 (ただし、ガイドライン第 2 の I の 3 の (5) のクの農業経営の改善の前提としての農業経営によって生じた負債の整理に必要な資金を除く。)とする。

3 (略)

15 号) の果樹園経営計画を含む。以下同じ。) の認定を受けている者をいう。) 又は集落営農組織 (農業近代化資金融通措置要綱 (平成 14 年 7 月 1 日付け 14 経営第 1747 号農林水産事務次官依命通知) 第 2 の 1 の (1) のカ及び農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン (平成 17 年 4 月 1 日付け 16 経営第 8870 号農林水産省経営局長通知) 第 2 の 1 の (1) のカの集落営農組織に限る。) であって、次の要件に該当しないものとする。

(1)～(3) (略)

2 貸付金の使途

クイック融資に係る貸付金の使途は、農業経営基盤強化資金実施要綱 (平成 6 年 6 月 29 日付け 6 農経 A 第 665 号農林水産事務次官依命通知) 第 3 の 2 の資金 (ただし、同要綱第 3 の 2 の (7) の負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金を除く。)、農業近代化資金融通措置要綱第 2 の 3 の (1) の資金及び農業近代化資金の円滑な融通のためのガイドライン第 2 の 3 の (1) の資金とする。

3 (略)

第3 借入希望者の手続等

クイック融資による農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）及び農業近代化資金の借入希望者の手続等は次に定めるところによるものとする。

- 1 借入希望者は、借入申込希望書兼経営改善資金計画書（基本要綱別紙1の(1)又は(2)の借入申込希望書兼経営改善資金計画書のうち収支計画例を除いたものをいう。以下同じ。）及び必要な添付書類を融資機関（基本要綱第3の2の(1)に定める融資機関。以下同じ。）に提出する。
- 2 借入者は、経営改善資金計画期間中、当該計画が達成されるまでの間、融資機関から求められた場合、決算書、青色申告書の写し又は基本要綱参考様式3若しくは基本要綱参考様式3を参考にして当該融資機関が定める様式により、経営状況を当該融資機関に報告するものとする。

第4 特別融資制度推進会議の運営等

クイック融資を円滑かつ的確に実施するため、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。以下「推進会議設置要綱」という。）第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）における認定を必要とする場合における運営等は、次のとおりとする。

- 1 受任融資機関等の審査等

第3 借入希望者の手続等

クイック融資による農業経営基盤強化資金（以下「スーパーL資金」という。）及び農業近代化資金の借入希望者の手続等は次に定めるところによるものとする。

- 1 借入申込希望書兼経営改善資金計画書（基本要綱別紙1の(1)又は(2)の借入申込希望書兼経営改善資金計画書のうち収支計画例を除いたものをいう。以下同じ。）及び必要な添付書類の提出先は、基本要綱第4の1に定める窓口機関（以下単に「窓口機関」という。）とする。
- 2 借入者は、経営改善資金計画期間中、当該計画が達成されるまでの間、融資機関から求められた場合、決算書、青色申告書の写し又は基本要綱参考様式1若しくは基本要綱参考様式1を参考にして当該融資機関が定める様式により、経営状況を当該融資機関に報告するものとする。

第4 特別融資制度推進会議の運営等

クイック融資を円滑かつ的確に実施するため、特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。以下「推進会議設置要綱」という。）第1に基づき市町村段階に設置されている特別融資制度推進会議（以下「推進会議」という。）の運営等は、次のとおりとする。

- 1 受任融資機関等の審査等

推進会議設置要綱第3の3の(1)で委任を受けた融資機関（以下「受任融資機関等」という。）は、借入希望者が提出した借入申込希望書兼経営改善資金計画書等を受理した日（以下「受理日」という。）から5営業日以内に、融資審査を行うとともに、併せて、推進会議から委任された認定等に関する審査（農業経営改善計画と資金計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等）を行うものとする。

2 審査後の手続等

(1) 受任融資機関等は、1の審査の結果、資金計画の認定をした場合には、借入希望者に対し、受理日から6営業日以内に通知するとともに、正式な借入申込書（基本要綱参考様式1又は基本要綱参考様式1を参考にして当該受任融資機関等が定める様式）（農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、借入申込書兼債務保証委託申込書（基本要綱参考様式2又は基本要綱参考様式2を参考にして当該受任融資機関等が定める様式））等の提出を求めるものとする。

(2)・(3) (略)

3 通常借入手続への移行

受任融資機関等は、1の審査の結果、基本要綱第3に規定する借入手続に移行すべきと判断した場合は、借入希望者に対し、受理日から6営業日以内に、通常手続移行通知書（参考様

推進会議設置要綱第3の3の(1)で委任を受けた融資機関（以下「受任融資機関等」という。）は、借入希望者が窓口機関に対し提出した借入申込希望書兼経営改善資金計画書等を受理した日（以下「受理日」という。）から5営業日以内に、融資審査を行うとともに、併せて、推進会議から委任された認定等に関する審査（農業経営改善計画と資金計画との整合性、農業経営改善計画の達成確実性、借入金の償還確実性等）を行うものとする。

2 審査後の手続等

(1) 受任融資機関等は、1の審査の結果、資金計画の認定をした場合には、借入希望者に対し、受理日から6営業日以内に通知するとともに、正式な借入申込書（基本要綱参考様式3又は基本要綱参考様式3を参考にして当該受任融資機関等が定める様式）（農業信用基金協会による保証の希望がある場合は、借入申込書兼債務保証委託申込書（基本要綱参考様式4又は基本要綱参考様式4を参考にして当該受任融資機関等が定める様式））等の提出を求めるものとする。

(2)・(3) (略)

3 通常借入手続への移行

受任融資機関等は、1の審査の結果、基本要綱第3以下に規定する借入手続（以下「通常借入手続」という。）に移行すべきと判断した場合は、借入希望者に対し、受理日から6営業日

式又は参考様式を参考にして当該受任融資機関等が定める様式)により、あらかじめ借入希望者が指定した方法により通知するものとする。

第5 その他

1・2 (略)

3 融資機関は、借入申込希望書兼経営改善資金計画書の受理に当たり、借入希望者に対し、推進会議の定めるところにより当該借入希望書を推進会議の構成機関に送付することがある旨についての同意を求めるものとし、これを個人情報の取扱いに関する同意書（基本要綱別紙1の(1)又は(2)）により行うこととする。

以内に、通常手続移行通知書（参考様式又は参考様式を参考にして当該受任融資機関等が定める様式）により、あらかじめ借入希望者が指定した方法により通知するものとする。

第5 その他

1・2 (略)

3 窓口機関は、借入申込希望書兼経営改善資金計画書の受理に当たり、借入希望者に対し、推進会議の定めるところにより当該借入希望書を推進会議の構成機関に送付することがある旨についての同意を求めるものとし、これを個人情報の取扱いに関する同意書（基本要綱別紙1の(1)又は(2)）により行うこととする。

附 則

この通知は、令和8年10月1日から施行する。